

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 3 年 8 月 16 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査。

第 3 監査の対象

(1) 対象部局等

総務部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課、子育て支援課
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教育部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	
監査委員事務局	

(2) 範囲

- ①令和 2 年度における財務及び事務の執行状況
- ②その他事務事業の執行状況

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、工事に係る入札の執行状況、県外への出張旅費の状況、基金の運用状況及び補助金交付事務等を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 審査の日程

令和3年6月29日から令和3年8月6日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 共通事項

文書事務について

補助金交付決定に係る文書事務については、令和2年度第2期定期監査及び行政監査において指摘しているところであるが、今回の監査においても、補助金の交付決定起案文書に施行日等が記載されていないもの、根拠となる補助金交付要綱等の条項が記載されていないもの、補助の目的や対象とする事業が記載されていないもの、補助金の算出根拠や審査内容等が記載されていないものが散見された。

また、補助金交付決定通知書において、日付の誤りや未記入が見受けられた。

起案文書等は、補助金の交付決定にあたり、内部の意思決定の根拠となるものであることから、適正に事務を遂行されたい。

2 個別事項

(1) ジュニアリーダーズクラブ補助金について（社会教育課）

ジュニアリーダーズクラブ補助金については、平成30年度第1期定期監査及び行政監査において、繰越金の取扱いについて基準を明確にするよう指摘しているところであるが、所管課である社会教育課はジュニアリーダーズクラブの育成会組織に対して指摘事項の説明をしているのみで、適切な指導を行っていなかった。また、繰越金の取扱いについての基準を明確にできていないことから、早急に補助要綱等を規定されたい。

(2) いきいき情報センターの管理の一元化について（管財課）

令和2年度第2期定期監査及び行政監査において、いきいき情報センターの一元的な管理体制が望ましいため、早急に関係する所管課と協議を行い、いきいき情報センターの建物全体を管理する責任者を定められたい旨指摘したところであるが、監査指摘事項措置状況報告書では、文化スポーツ振興財団の指定管理期間が令和4年度末となっていることをふまえて関係部署（管財課、文化学習課、文化スポーツ振興財団）の協議を継続するとのことであった。

しかしながら、土地、建物から生じる諸問題（設備管理、衛生管理など）に対応する責任を明確にするため一元的な管理体制が望ましいことから、まずは、契約期間の満了を待つことなく指定管理契約を変更し、現在の契約相手方である文化スポーツ振興財団に一元管理させることや、又は、管財課において一括管理することなども含めて検討すべきである。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

経営企画課で所管しているまちぐるみ整備班については、庁内各課の依頼に基づき、草刈り、不法投棄巡回、放置自転車撤去、カーブミラー調整、イノシシ対策の箱ワナ巡回など定例的又は応急的に対応を要する軽作業を実施している。全庁的な調整が必要であるため経営企画課で所管しているとのことであるが、太宰府市職務執行規則に定める経営企画課の事務分掌には記載がなく、本来、上記のような業務については、各担当課が担うものであるため、所管の見直しを検討されたい。

また、懸案であった太宰府市補助金等交付規則が令和3年3月31日に制定され、翌4月1日に施行されたので、補助金の所管課においては、補助金交付の目的、補助金交付団体における補助金の区分経理、補助金の実績報告時における補助金額を超える繰越金の取扱い等に留意して、それぞれの補助金の交付規則や交付要綱等を整備されたい。